

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一
- " " (東部創造) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (") 二
- 障害者自立支援法に基づく指定の取消し (障害者福祉課) 二
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 二
- 秦第二土地改良区の役員就退任届 (大里農林) 三
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり課) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 四
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正 (出納総務課) 四
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所) 五

○ 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示
(農総研水田農業研究所)

- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 六
- 県道深谷東松山線の区域の変更 (") 七
- 一般国道二百九十九号の区域の変更 (秩父県土) 七
- 県道薄小森線の供用の開始 (") 八
- 県道藤岡本庄線の供用の開始 (本庄県土) 八
- 県道深谷嵐山線の区域の変更 (熊谷県土) 八
- 県道熊谷児玉線の区域の変更 (") 九
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 九
- " " (") 九
- " " (") 一〇
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の

- 指定 (選管委) 一〇
- 元荒川土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定 (") 一〇
- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (") 一〇
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (") 一一
- 政治資金規正法に基づく政治団

- 体の解散届出及び収支報告書の要旨 (選管委) 一一
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (") 一一
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (") 一二
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (") 一二

告示

埼玉県告示第千八百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人託老室ひだまり
- 三 代表者の氏名 新藤 和子
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県入間市黒須二丁目十四番地二十四号フラッツ・ダップC棟
- 五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神にのっとり、だれもが住み慣れた地域の中で、その人らしく尊厳をもって生き生きと暮らしていけるように、福祉の増進、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉カウンセリ

ング研究会

三 代表者の氏名

岩崎 俊一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市大字関戸三千九百二十

番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、市民による多様な社会貢献・社会変革活動の実践的な支援を行うことをとおして、高齢化や少子化する地域社会における住民の生活やいろいろな悩み事の相談に応じるなど安全で安心して生活できる地域社会の実現を目ざして、地域社会の自律的発展と市民社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

二 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

三 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

平成十九年十二月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人成年後見センタ

ーあい

三 代表者の氏名

小山 典宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央七丁目九番地二

十

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度の法定後見・任意後見の後見事務を行うことにより制度の活用を図り、障害や高齢のため判断能力の衰えた方のハンディを補って普通の生活ができるよう支援すること、地域の障害者や高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第六号の規定により指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 事業者の名称

特定非営利活動法人誠会

二 事業者の主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡鷺宮町栄一丁目七番地六

三 事業所の名称

こすもす

四 事業所の所在地

埼玉県北葛飾郡鷺宮町葛梅四百四十六番地十二

五 指定取消年月日

平成十九年九月二十八日

六 指定障害福祉サービスの種類

共同生活介護

七 事業の主たる対象とする障害の種類

知的障害者・精神障害者

八 事業所番号

一一二一一二五〇一五

埼玉県告示第千八百八十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項第五号及び

埼玉県告示第千八百八十五号

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番ほか

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオン株式会社 代表執行役社長 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表執行役社長 原島 功 その他未定

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年八月十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万五千八百五十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二一〇台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一〜三 位置 図面省略 収容台数 六五三台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一〜三 位置 図面省略 面積 二八七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設一・二 位置 図面省略 容量 一一三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ベルク 午前九時から翌午前〇時 その他 未定

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 七箇所 出口 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一〜三 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成十九年十二月十四日

二 縦覧期間

平成十九年十二月二十八日から平成二十年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月二十八日から平成二十年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秦第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 石井 博 熊谷市弁財一四八番地

岡田 良平 葛和田八一二番地

荻野 操 大野七五五番地

飯塚 昌利 葛和田一八二三番地

島田 正一 同 九三五番地一

長井 清治 同 一八一〇番地一

埼玉県知事 上田清司 一 二中「埼玉県内に所在する店舗」を「国内に所在する店舗」に改める。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十九号

果の概要を次のとおり公表する。

平成十九年十二月二十八日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年十一月に収去した飼料等の試験結

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要										備考			
				粗たんぱく質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%		M E kcal/kg	その他(水%)	
有限会社アグリ・クレイ イオン乾燥飼料工場 深谷市永田2108	HI9.11.13 同 左	食品残渣乾燥飼料	19.11	16.5	8.9	1.3	3.8	0.55	0.32							7.1	
三洋貿易株式会社 東京都千代田区神田駿 河台4丁目2番5号	HI9.11.14 山一商事株式会社 東京都山手野本 2181	USチモシープレミアム	19.10	4.4	1.2	27.5	5.0	0.15	0.13							11.9	
相馬商事株式会社東京 支店 東京都港区三田3—4 —11	同 上	スーダン	19.10	9.4	0.9	26.7	8.9	0.35	0.19							12.0	
徳永商事株式会社 東京都中央区日本橋蛸 蔵町1丁目28—2	HI9.11.15 朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬222	オートンハイ	19.11	5.5	1.8	19.5	4.2	0.14	0.14							14.7	

(注) 1 飼料の名称の欄中の「●」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
有限会社アグリ・クレイ イオン乾燥飼料工場 深谷市永田2108	同 左	飼料	食品残渣乾燥飼料	19.11	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第二十号

平成十九年十二月二十八日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
 平成19年10月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出業	届出者	検査の結果										備考
				TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査		
たい肥	嶋田治彦		牛糞堆肥	0.9	0.6	1.6	10	59	0.7	15	70.0			
	株式会社アール・クリーンテック		めばえ	2.9	1.3	2.1	17	126	6.4	12	16.6			
	磯田時雄		牛糞堆肥	0.9	1.4	1.2	37	130	1.7	12	27.2			
	柏原満		牛糞堆肥	0.9	1.0	1.1	22	116	1.2	17	62.6			
	有限会社光栄物産		豚糞堆肥	0.7	0.3	0.3	26	59	0.8	22	58.0			
	西島聖治		豚糞堆肥	1.5	2.2	1.4	82	210	1.9	15	51.3			
	有限会社高橋養鶏場		発酵鶏糞	2.7	4.6	3.1	29	337	15.1	7	16.2			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百七十二号

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

谷口 建一

検査済証番号

七十二号

で、公告する。

一 許可番号

谷口 建一

二 検査済証番号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次

平成十九年十二月二十八日

平成十九年十二月二十日

号)第二十六条第三項の規定により、次

埼玉県東松山県土整備事務所長

第一九〇一〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字谷口字矢筑一六一—四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 一六 比企郡吉見町東野二丁目八一—ホ

一スブリッジ二〇三
 小川 千秋

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡滑川町大字羽尾字大道二三五九番一地从前同郡同町大字羽尾字大道二三五四番一地从前まで		九・五七〇 一三・二〇〇	一三三・八〇	交差点整備工事
旧			九・五七〇 一三・二〇〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加 和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	秩父郡小鹿野町飯田字柏木三一一七番四地从前同郡同町飯田字四日市一六三八番一地从前まで		五・〇四〇 一五・九〇〇	三六八・六〇〇	
旧新B	秩父郡小鹿野町飯田字柏木三一一七番四地从前同郡同町飯田字四日市一六〇六番一地从前まで		一一・〇〇〇 二七・五〇〇	三七八・三〇〇	旧Aは小鹿野町道として引継ぐ。

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
薄小森線	秩父郡小鹿野町両神小森字上向三三四九番一地从先から同郡同町両神小森字下向三三四五番二地先まで	平成十九年十二月二十八日	平成十九年七月三十一日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号で告示した一部の供用である。 延長一一・四〇メートル

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
藤岡本庄線	児玉郡上里町大字七本木字古新田西三二七二番一地从先(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年十二月二十八日	延長二六六・九〇メートル

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	深谷市人見字中塚六三六番地一 地先から同市折之口字中廓二 八四番地先まで	区 間 敷地の幅員 (メートル) 一三・〇〇 一三・〇〇 延長 (メートル) 二四六・四〇 備考 交差点整備工事による。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	深谷市折之口字中廓二九〇番地先から同市人見字中塚六七〇番地一 地先まで	区 間 敷地の幅員 (メートル) 一〇・〇一 一一・一一 一一・〇〇 一一・三五 延長 (メートル) 二八一・一五 備考 交差点整備工事による。

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十日 指令杉整第一九〇〇五九〇号

平成十九年十二月二十一日 杉整第一三八一一号

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前二

五四一一

久喜市中央四丁目四番二号

久喜市中央四丁目四番二号

久喜市中央四丁目四番二号

久喜市中央四丁目四番二号

丸善ハウジング株式会社 代表取締役 諏訪富美江

平成十九年十二月二十八日 埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

平成十九年七月二十日 指令杉整第一九〇〇六一〇号

平成十九年十二月二十一日 杉整第一三八〇一一号

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前二

五四一一

久喜市中央四丁目四番二号

久喜市中央四丁目四番二号

久喜市中央四丁目四番二号

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字宮田二四四一、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡鷺宮町大字八甫二四四一三
梓澤 孝子

一 許可番号
平成十九年十二月二十一日
指令杉整第一九〇一四八二号

二 検査済証番号
平成十九年十二月二十一日
杉整第一三八四一一号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町川端四丁目四八九一

号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日部市中央六丁目八番地十八
株式会社 東伸住宅 代表取締役
落合弘幸

平成十九年十二月二十八日
埼玉県杉戸県土整備事務所長

落合弘幸

埼玉県選管告示第六十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項
第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する

法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十八日
埼玉県選管管理委員会委員長 高 篠 包

埼玉県選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。
(平成19年11月1日~11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年十二月二十八日
埼玉県選管管理委員会委員長 高 篠 包

(1) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名
自由民主党横瀬支部 加藤 恵一 浅見 隆 男

主たる事務所の所在地 届出年月日
秩父郡横瀬町横瀬六五一九 平成十九年十一月 九日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名
あいばふみのを役立たせる会 饗庭 扶美乃 中野 富貴枝

主たる事務所の所在地 届出年月日
志木市館二一三一三一一〇六 平成十九年十一月 十九日

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人新座福祉会 特別養護老人ホーム 菜々の郷	新座市馬場一丁目二番三五号

埼玉県選管告示第六十一号

埼玉県選管管理委員会委員長

高 篠 包

土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第五条第一項の規定に基づき、元荒川土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

さいたま市岩槻区選挙管理委員会

青木 研一 後援会	青木 美恵子	青木 一省	北葛飾郡鷲宮町上内四七八―二一三五―五〇六	平成十九年十一月二十二日
あびるかずのり後援会	阿比留 和則	阿比留 恭子	新座市北野三―七―二一―三〇七	平成十九年十一月 七日
新井 達男 後援会	太幡 宏人	太幡 千之助	秩父郡皆野町三沢九九五―一	平成十九年十一月二十八日
新井 康之 後援会	福田 正己	黒澤 茂	入間郡越生町津久根一―二三	平成十九年十一月二十六日
岩 澤 勝 後援会	青木 孝	岩 澤 一郎	比企郡嵐山町菅谷一六	平成十九年十一月 二日
栗原 博之 後援会	栗原 博之	栗原 英夫	坂戸市溝端町一四―一	平成十九年十一月 十九日
このよしとくを応援する会	河野 芳徳	河野 英男	志木市本町六―二七―八―二〇三	平成十九年十一月 十九日
坂本 高行 後援会	鈴木 章夫	青木 安富	北葛飾郡鷲宮町鷲宮五三	平成十九年十一月二十六日
島田くによを育てる会	島田 久仁代	島田 久仁代	新座市大和田一―一三―四―四二四	平成十九年十一月 六日
菖蒲町議会新成クラブ	盛 永圭子	鎌田 忠保	南埼玉郡菖蒲町下栢間二四四八	平成十九年十一月二十一日
せき 弘 秀 後援会	関 弘 秀	関 裕 子	南埼玉郡宮代町中島五二七―六	平成十九年十一月二十一日
税理士による柴山昌彦後援会	瀧 島 正男	鈴木 正美	所沢市中新井三―二二―一六	平成十九年十一月 十二日
なかむらよう子後援会	中村 容子	高橋 京子	新座市野火止八―七―三〇	平成十九年十一月 十五日
日本共産党武藤修後援会	松橋 一男	山中 森之	上尾市富士見一―八―三三	平成十九年十一月 五日
飯田 恵 後援会	児玉 達也	伊東 武臣	坂戸市鶴舞二―六―二二	平成十九年十一月二十二日
無所属ネットワーク	河野 芳徳	河野 英男	志木市本町六―二七―八―二〇三	平成十九年十一月 十九日
やさしい新座づくり	中村 尚平	刀川 正八	新座市石神三―一七―一九	平成十九年十一月二十日

埼玉県選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。
 (平成19年11月1日〜11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
---------	------	---	---	-------

公明党 上尾 総支部	代 表 者	関根 隆夫	石渡 豊	平成十九年十一月 十三日
------------	-------	-------	------	--------------

公明党 春日部 総支部	代 表 者	大山 利夫	森泉 義夫	平成十九年十一月 十三日
-------------	-------	-------	-------	--------------

公明党 久喜 総支部	代 表 者	藤倉 宗義	新井 孝司	平成十九年十一月 十三日
------------	-------	-------	-------	--------------

公明党 熊谷 総支部	代 表 者	中 原 則雄	富田 利夫	平成十九年十一月 十三日
------------	-------	--------	-------	--------------

主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	本庄市栄一―五―一五	熊谷市千代四二―一―四	同
------------	------------	------------	-------------	---

主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	本庄市栄一―五―一五	熊谷市千代四二―一―四	同
------------	------------	------------	-------------	---

公明党 所沢総支部	代 表 者	渡辺 智昭	西山 淳次	平成十九年十一月十三日
公明党 戸田総支部	代 表 者	狭山市下奥富一三六〇―二 神谷 雄三	所沢市中富南三七八―一〇 奥田 実	同 右
公明党 三郷総支部	代 表 者	戸田市下前一―一三五―一〇六 廣 沢 昇	戸田市本町二―一―一六―五〇一 蒲生 徳明	同 右
自由民主党 越生支部	代 表 者	宇佐美 正隆	廣 沢 昇	同 右
自由民主党 埼玉県軍恩支部	代 表 者	八潮市二丁目一八七 間下 文造	草加市新里町一四三ツイシティ草加四―一三〇四 石井 謹吾	同 右
自由民主党 埼玉県第10区総支部	代 表 者	熊谷市三ヶ尻三六八五―栗原直太方 新井 雅子	さいたま市浦和区仲町二―一三―八ほまれ会館内 佐藤 尚武	平成十九年十一月五日
民主党 埼玉県第8区総支部	代 表 者	所沢市日吉町八―一〇モトビル三F 所沢市日吉町八―一〇モトビル三F	所沢市小手指町三―八―一六煉瓦館二―三〇一	平成十九年十一月十九日
(二) その他の政治団体	代 表 者	生き活きネットワーク鴻巣/吹上 浦和 蘭科 医師連盟	鴻巣市吹上富士見三―一―二二五〇三竹花方 大関 豊壽 小谷田 宏	平成十九年十一月十五日
岡さんを後押しする会	代 表 者	松浦 輝雄	大関 豊壽	同 右
自 勝 後 援 会	代 表 者	さいたま市浦和区常盤六―四―一八 中島 勝利	さいたま市浦和区本太三―一―二 奥山 正	同 右
神 田 武 後 援 会	代 表 者	所沢市日吉町八―一〇モトビル三F 神田 近	所沢市小手指町三―八―一六―三〇一 坂本 哲夫	平成十九年十一月十九日
基 本 政 策 研 究 会	代 表 者	新井 雅子	岩田 昇	平成十九年十一月十四日
松崎 哲久 後援会	代 表 者	佐藤 尚武	松崎 哲久	平成十九年十一月二十八日
埼玉県選管告示第百六十四号	代 表 者	新井 雅子	岩田 昇	同 右

埼玉県選管告示第百六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成19年11月1日)〜11月30日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成十九年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

解散年月日 届出年月日

自由民主党埼玉県東第二区第一支部
 自由民主党埼玉県東第八区第一支部
 自由民主党埼玉県南第二十区第二支部
 自由民主党玉川支部
 (二)その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

岩城正広後援会

平成十九年十一月一日

平成十九年十一月十二日

大石忠之後援会

平成十九年十一月一日

平成十九年十一月一日

おのう正彦後援会

平成十九年十一月五日

平成十九年十一月五日

小野寺六郎後援会

平成十九年十一月二十三日

平成十九年十一月二十九日

北尾幹雄後援会

平成十九年十月三十一日

平成十九年十一月一日

斉藤そうご後援会

平成十九年十一月六日

平成十九年十一月六日

さとみちこ後援会

平成十九年十月二十七日

平成十九年十一月一日

高野まさなり後援会

平成十九年十一月七日

平成十九年十一月七日

高橋広成を支援する会

平成十九年十一月二十七日

平成十九年十一月二十八日

当麻実後援会

平成十九年十一月十日

平成十九年十一月十四日

のりと務後援会

平成十九年十一月七日

平成十九年十一月七日

ひるま修祐後援会

平成十九年十一月十三日

平成十九年十一月十四日

三石力也後援会

平成十九年十一月十日

平成十九年十一月十三日

向田ちず子後援会

平成十九年十月十日

平成十九年十一月六日

村山禎一後援会

平成十九年十月三十日

平成十九年十一月十二日

山田信一後援会

平成十九年十一月二十日

平成十九年十一月二十日

吉田よしのりを育てる会

平成十九年十月三十一日

平成十九年十一月一日

別記二(平成19年11月1日)11月30日受理分。記載順序は五十音順。

(1) 政党の支部

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

自由民主党吉田支部

平成十九年十月三十一日

平成十九年十一月九日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

坂本高行政後援会

平成十九年十一月二十六日

平成十九年十一月二十六日

原簿三

政治団体の名称 自由民主党埼玉県東第二区第一支部
 報告年月日 平成19年11月13日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 316,550円

ア 前年繰越額 16,550円
 イ 本年収入額 300,000円
 (2) 支出総額 285,000円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳

ア 寄附
 (ア) 寄附

2 個人からの寄附
 a 個人からの寄附
 合計 300,000円
 [寄附の内訳]
 合計 300,000円

ア 個人からの寄附
 (寄附者の氏名) (金額) (住所)
 相馬 宏雄 300,000円 羽生市

(2) 支出の内訳
 ア 経常経費 20,000円
 (ア) 光熱水費 150,000円
 (イ) 備品・消耗品費 115,000円
 (ウ) 事務所費 285,000円

合計 (平成19年分) 285,000円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 31,550円

ア 前年繰越額 31,550円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 31,550円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳
 ア 経常経費 31,550円
 (ア) 事務所費 31,550円
 合計 31,550円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県東第八区第一支部
 報告年月日 平成19年11月26日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 381,600円

ア 前年繰越額 381,600円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 381,600円

2 収入・支出の内訳
 (1) 支出の内訳
 ア 経常経費 57,855円
 (ア) 備品・消耗品費 71,640円
 イ 政治活動費 252,105円
 (ア) 組織活動費 252,105円
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 252,105円
 a 宣伝事業費 381,600円
 合計 381,600円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県南第二十区第二支部
 報告年月日 平成19年11月6日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 4,486,330円

ア 前年繰越額 956,330円
 イ 本年収入額 3,530,000円
 (2) 支出総額 4,486,330円

2 収入・支出の内訳		政治団体の名称		自由民主党玉川支部	
(1) 収入の内訳		報告年月日		平成19年11月8日	
ア 寄附		(平成18年分)		1 収入・支出の総額	
(イ) 個人からの寄附		(1) 収入総額		564,694円	
a 個人からの寄附		ア 前年繰越額		360,859円	
b 法人その他の団体からの寄附		イ 本年収入額		203,835円	
c 政治団体からの寄附		(2) 支出総額		336,080円	
合計		2 収入・支出の内訳			
[寄附の内訳]		(1) 収入の内訳			
ア 個人からの寄附		ア 寄附			
(寄附者の氏名)		(イ) 寄附			
伊藤 忠之		a 政治団体からの寄附		65,000円	
宇田川 良正		イ 本部又支部から供与された交付金に係る収入		138,800円	
その他の寄附		ウ その他の収入		35円	
2,630,000円		合計		203,835円	
イ 法人その他の団体からの寄附		[寄附の内訳]			
(団体の名称)		ア 政治団体からの寄附			
(株) イハシ		(団体の名称)		(金額)	
100,000円		自由民主党埼玉県介護支部		100,000円	
(事務所所在地)		埼玉県歯科医師連盟		100,000円	
越谷市		蕨戸田医師連盟		200,000円	
ウ 政治団体からの寄附		その他の寄附		200,000円	
(団体の名称)		(2) 支出の内訳			
ア 政治団体からの寄附		ア 経常経費		2,095,000円	
(団体の名称)		(イ) 人件費		36,730円	
自由民主党埼玉県介護支部		(ロ) 光熱水費		70,300円	
100,000円		(ハ) 備品・消耗品費		84,300円	
埼玉県歯科医師連盟		イ 政治活動費		2,200,000円	
100,000円		(イ) 寄附・交付金		4,486,330円	
蕨戸田医師連盟		合計		4,486,330円	
200,000円		(平成19年分)			
その他の寄附		1 収入・支出の総額		796,683円	
(2) 支出の内訳		(1) 収入総額		228,614円	
ア 経常経費		イ 前年繰越額		568,069円	
(イ) 人件費		ア 前年繰越額		796,683円	
(ロ) 光熱水費		イ 本年収入額		568,069円	
(ハ) 備品・消耗品費		(2) 支出総額		796,683円	
(ニ) 事務所費					
イ 政治活動費					
(イ) 寄附・交付金					
合計					
4,486,330円					

2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア	寄附				
イ	政治団体からの寄附				
イ	本部又支部から供与された交付金に係る収入				
	自由民主党埼玉県支部連合会	117,600円			
	自由民主党埼玉県第十選挙区支部	400,000円			
ウ	その他の収入	469円			
合	計	568,069円			
〔寄附の内訳〕					
ア	政治団体からの寄附				
	(団体の名称)	(金額)	(事務所の所在地)		
	比企ネットワークシステム	50,000円	比企郡小川町		
(2) 支出の内訳					
ア	政治活動費				
イ	組織活動費	438,115円			
イ	寄附・交付金	358,568円			
合	計	796,683円			
政治団体の名称		岩城正広後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		岩城正広			
資金管理団体の届出に係る公職の種類		所沢市議会議員			
報告年月日		平成19年11月12日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	9,450円			
ア	前年繰越額	0円			
イ	本年収入額	9,450円			
(2)	支出総額	9,450円			
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア					
イ					
ウ					
合					
〔寄附の内訳〕					
ア	政治団体からの寄附				
	(団体の名称)	(金額)	(事務所の所在地)		
	その他の寄附	9,450円			
(2)	支出の内訳				
ア	経常経費				
イ	備品・消耗品費				
合	計			9,450円	
政治団体の名称		大石忠之後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		大石忠之			
資金管理団体の届出に係る公職の種類		埼玉県議会議員			
報告年月日		平成19年11月1日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額			0円	
(2)	支出総額			0円	
政治団体の名称		おのう正彦後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名		小納正彦			
資金管理団体の届出に係る公職の種類		蓮田市議会議員			
報告年月日		平成19年11月5日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額			0円	
(2)	支出総額			0円	
政治団体の名称		小野寺六郎後援会			

報告年月日 平成19年11月29日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 北尾幹雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

報告年月日 平成19年11月1日

北尾幹雄

所沢市議会議員

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称)

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 事務所費

合計

政治団体の名称 齊藤そうご後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 齊藤壮伍

資金管理団体の届出に係る公職の種類 狭山市議会議員

報告年月日 平成19年11月6日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称)

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費

合計

政治団体の名称 さとうみちご後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤美智子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 深谷市議会議員

報告年月日 平成19年11月1日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

14,175円

0円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

14,175円

<p>政治団体の名称 高野まさなり後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 高野正得 資金管理団体の届出に係る公職の種類 ふじみ野市議会議員 報告年月日 平成19年11月7日 (平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円</p>	<p>合 計 9,450円</p> <p>政治団体の名称 高野広成後援会 報告年月日 平成19年11月28日 (平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円</p>
<p>政治団体の名称 高橋広成を支援する会 資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋広成 資金管理団体の届出に係る公職の種類 所沢市議会議員 報告年月日 平成19年11月28日 (平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 9,450円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 9,450円 (2) 支出総額 9,450円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア 寄附 9,450円 (ア) 寄附 9,450円 a 政治団体からの寄附 9,450円 b 個人からの寄附 0円 合計 9,450円 [寄附の内訳] ア 政治団体からの寄附 (金額) 9,450円 (金) 額) 9,450円 その他の寄附 (寄附者の住所) 0円 (2) 支出の内訳 ア 経常経費 9,450円 (ア) 備品・消耗品費 9,450円</p>	<p>政治団体の名称 当麻実後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 当麻実 資金管理団体の届出に係る公職の種類 所沢市議会議員 報告年月日 平成19年11月14日 (平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 305,700円 ア 前年繰越額 150,000円 イ 本年収入額 155,700円 (2) 支出総額 305,700円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア 寄附 125,700円 (ア) 寄附 125,700円 a 個人からの寄附 125,700円 b 政治団体からの寄附 0円 合計 155,700円 [寄附の内訳] ア 個人からの寄附 (金額) 155,700円 (金) 額) 155,700円 当麻実 (住所) 100,000円 その他の寄附 (寄附者の住所) 25,700円 イ 政治団体からの寄附 0円</p>

(団体の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	(1) 収入総額	42,959円
その他の寄附	30,000円		ア 前年繰越額	42,959円
(2) 支出の内訳			イ 本年収入額	0円
ア 経常経費			(2) 支出総額	42,959円
イ 備品・消耗品費	35,700円		2 収入・支出の内訳	
ロ 事務所費	70,000円		(1) 支出の内訳	
ハ 政治活動費	200,000円		ア 政治活動費	
ニ 選挙関係費	200,000円		イ その他経費	42,959円
合計	305,700円		合計	42,959円

政治団体の名称 **のと務後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **能 登 務**
 報告年月日 平成19年11月7日 **ふじみ野市議会議員**

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **ひるま修祐後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **比留間 修 祐**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **鳩山町議会議員**
 報告年月日 平成19年11月14日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **三石カ也後援会**
 報告年月日 平成19年11月13日

1 収入・支出の総額
 (平成19年分)

(1) 収入総額	42,959円
ア 前年繰越額	42,959円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	42,959円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
イ その他経費	42,959円
合計	42,959円

政治団体の名称 **向田ちず子後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **向 田 千 壽 子**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **狭山市議会議員**
 報告年月日 平成19年11月6日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **村山禎後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **村 山 禎**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川口市議会議員**
 報告年月日 平成19年11月12日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **山中信一後援会**
 報告年月日 平成19年11月20日

1 収入・支出の総額
 (平成19年分)

(1) 収入総額
(2) 支出総額

0円
0円

政治団体の名称 吉田よしのりを育てる会

報告年月日 平成19年11月1日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 自由民主党吉田支部

報告年月日 平成19年11月9日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

305,937円

ア 前年繰越額

214,737円

イ 本年収入額

91,200円

(2) 支出総額

305,937円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

91,200円

(38人)

合計

91,200円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

305,937円

イ 組織活動費

305,937円

合計

305,937円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額
(2) 支出総額

0円
0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

120,000円

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

120,000円

イ 本年収入額

120,000円

(2) 支出総額

120,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

12,000円

ア 個人の負担する党費又は会費

(5人)

合計

12,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

12,000円

イ 組織活動費

12,000円

合計

12,000円

政治団体の名称 高政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 坂本高行

資金管理団体の届出に係る公職の種類 警宮町議会議員

報告年月日 平成19年11月26日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

(2) 支出総額

0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円	(平成16年分)	1 収入・支出の総額	0円
(2) 支出総額	0円		(1) 収入総額	0円
			(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(平成17年分)	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(平成18年分)	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	(平成19年分)	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 坂本高行後援会
 報告年月日 平成19年11月26日
 (平成15年分)

埼玉県選挙告示第百六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成19年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿比留和則	新座市議会議員	あびるかずのり後援会	新座市北野三―七―二―一―三〇七	平成十九年十一月七日
栗原博之	坂戸市議会議員	栗原博之後援会	坂戸市溝端町一四―一―一	平成十九年十一月十九日
島田久仁代	新座市議会議員	島田くによを育てる会	新座市大和田一―一三―四―四―四	平成十九年十一月六日
関弘秀	宮代町議会議員	せき弘秀後援会	南埼玉郡宮代町中島五二七―一六	平成十九年十一月二十一日
中村容子	新座市議会議員	なかむらよう子後援会	新座市野火止八―七―一―三〇	平成十九年十一月十五日

平成十九年十二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

埼玉県選管告示第百六十六号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
(平成19年11月1日~11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年十二月二十八日
埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	所在地	新	旧	届出年月日
小野塚 勝 俊	衆議院小選挙区選出議員	自勝会	主たる事務所	所沢市吉戸一丁目七九番		所沢市小指町三八一六三〇一	平成十九年十一月十九日
当 摩 好 子	所沢市長	当麻よし子政策研究会	公職の種類	所沢市長		埼玉県議会議員	平成十九年十一月十四日

埼玉県選管告示第百六十七号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
(平成19年11月1日~11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年十二月二十八日
埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
岩 城 正 広	所沢市議会議員	岩城正広後援会	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月十二日
大 石 忠 之	埼玉県議会議員	大石忠之後援会	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日
小 納 正 彦	蓮田市議会議員	おのう正彦後援会	平成十九年十一月五日	平成十九年十一月五日
北 尾 幹 雄	所沢市議会議員	北尾幹雄後援会	平成十九年十一月三十一日	平成十九年十一月一日
斉 藤 壮 伍	狭山市議会議員	斉藤そうご後援会	平成十九年十一月六日	平成十九年十一月六日
坂 本 高 行	鷲宮町議会議員	高政会	平成十九年十一月二十六日	平成十九年十一月二十六日
佐 藤 美 智 子	深谷市議会議員	さとうみちこ後援会	平成十九年十月二十七日	平成十九年十一月一日
高 野 正 得	ふじみ野市議会議員	高野まさなり後援会	平成十九年十一月七日	平成十九年十一月七日
高 橋 広 成	所沢市議会議員	高橋広成を支援する会	平成十九年十一月二十七日	平成十九年十一月二十八日
当 麻 実 実	所沢市議会議員	当麻実後援会	平成十九年十一月十日	平成十九年十一月十四日
能 登 務 務	ふじみ野市議会議員	のと務後援会	平成十九年十一月七日	平成十九年十一月七日
比 留 間 修 祐	鳩山町議会議員	ひるま修祐後援会	平成十九年十一月十三日	平成十九年十一月十四日
向 田 千 壽 子	狭山市議会議員	向田ちず子後援会	平成十九年十月十日	平成十九年十一月六日
村 山 禎 禎	川口市議会議員	村山禎後援会	平成十九年十月三十日	平成十九年十一月十二日

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号(代表) 四八―八二四―二二二一
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)